

加速化プランによる子育て支援の拡充と 子ども・子育て支援金制度について国民の皆様に知っていただくために

- 令和8年4月の施行に向けて、加速化プランによる子育て支援の拡充とそれを支える子ども・子育て支援金制度について、国民の皆様に知っていただくにはどのようにするか検討が必要。

- 以下の点についてどのように考えるか。

- ・ 国民のみなさまから寄せられる疑問点に答えることが必要ではないか。

(参考)

- 支援金制度が令和8年4月から開始すること
 - 児童手当や妊婦のための支援給付など、既に給付拡充がスタートしていること
 - 子育て支援の拡充(ひいては支援金)は、直接給付を受けない方も含め、社会全体にメリットがあること
 - 具体的な支援金額や徴収の流れ
 - 社会保障の歳出改革等により実質的な負担が生じないこと
-
- ・ 国においては令和7年度第4四半期に集中的に広報を展開することとし、広報の手法については、多様な媒体を活用するとともに、各保険者や事業者の皆様にご活用いただけるようリーフレットを作成することとしているが、これに加えて行うべきことはないか。

(現時点の年度内の周知・広報活動の予定)

本日 こども家庭庁HPの支援金関係を大幅にリニューアル、掲載情報を充実

令和8年1月 SNS広告、保険者等に配布するリーフレット、ポスターの作成

令和8年2月～3月 インターネットバナー広告、新聞広告

子育て支援策の拡充と子ども・子育て支援金制度のポイント

子ども・子育て支援金制度って何？

いくらなの？いつから払うの？

実質負担がゼロってどういう意味？

子育て世帯も負担するの？

支援金は独身税なの？

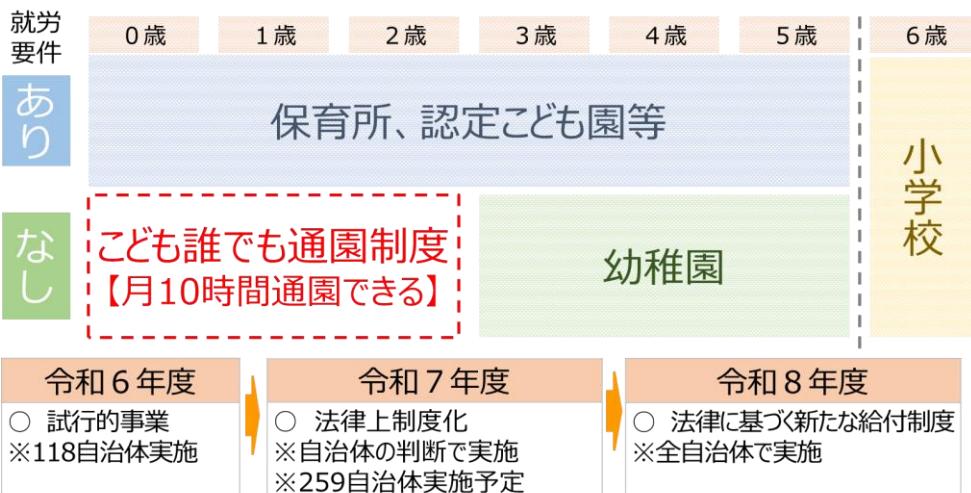
子ども・子育て支援金制度って何？

(加速化プランによる子育て支援の拡充と子ども・子育て支援金制度)

ポイント

- こども未来戦略「加速化プラン」で定められた、児童手当の拡充や育休給付の手取り10割相当への拡充などの子育て支援の拡充を既に実施しています。
- また、0歳6ヶ月～2歳の保育所等に通っていないこどもを対象とする「こども誰でも通園制度」についても、令和8年度から全国で本格実施します。
- これらの子育て支援を拡充するため、高齢者を含む全ての世代や企業の皆様から拠出いただく「子ども・子育て支援金制度」を令和8年度から段階的に実施することが法律に規定されています。
- このように、子ども・子育て支援金は、児童手当の拡充やこども誰でも通園制度などの給付を通じて現役世代に還元されるものです。

こども誰でも通園制度(概要)



子育て支援の拡充

| | |
|------------------------------------|-------------------------------|
| 児童手当の拡充 (R6.10から支給開始) | 所得制限撤廃、高校生まで延長、第3子以降3万円 |
| 妊婦10万円給付 (R7.4から支給開始) | 妊娠・出産時に合計10万円給付 |
| 育休手取り10割 (R7.4から支給開始) | 両親が育休取得した場合に手取り10割相当支給 |
| 時短勤務給付 (R7.4から支給開始) | 育児中に時短勤務をする場合に時短勤務時の賃金の10%を支給 |
| こども誰でも通園制度 (R8.4から給付化) | 保育所等に通っていないこどもの保護者が月10時間利用可能 |
| 国年育児中保険料免除 (R8.10から制度開始) | フリーランスの方の育児期間中の年金保険料免除 |

いくらなの？いつから払うの？

(子ども・子育て支援金っていくらなの？いつから支払わなくちゃいけないの？)

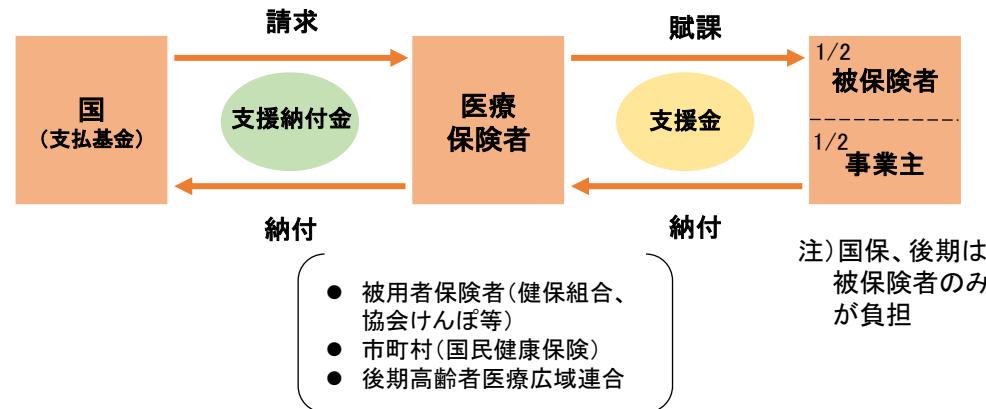
ポイント

- 子ども・子育て支援金は加入する医療保険制度(国民健康保険、後期高齢者医療、被用者保険)ごとに保険料が決められ、令和8年4月分から医療保険料とあわせて拠出いただきます。
- 令和8年度の支援金額(平均月額)は、被用者保険は被保険者一人当たり約550円、国民健康保険は一世帯当たり約300円、後期高齢者医療制度は被保険者一人当たり約200円と試算しています。
※ 医療保険制度ごとの年収別の試算は別添のとおりです。
- 被用者保険に加入されている方は、5月給与から支援金の天引きが開始されます。国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入されている方は、ご加入の保険者によって徴収開始時期が異なりますが、6～7月に納入通知書が送付され具体的な支援金額や徴収開始時期が通知されます。
- なお、徴収した支援金の使途はすべて法律で子育て支援関係に限定されているため、流用はありません。

令和8年度の支援金額の推計(平均月額)

| | | |
|---------------|--------------------|-----------------------|
| 健保組合 | 被保険者一人当たり 約550円 | 加入者一人当たり 〔 約350円 〕 |
| 国民健康保険 | 一世帯当たり 約300円 | 〔 約200円 〕 |
| 後期高齢者 医療制度 | 被保険者一人当たり 約200円 | 〔 同左 〕 |

子ども・子育て支援金の徴収の流れ



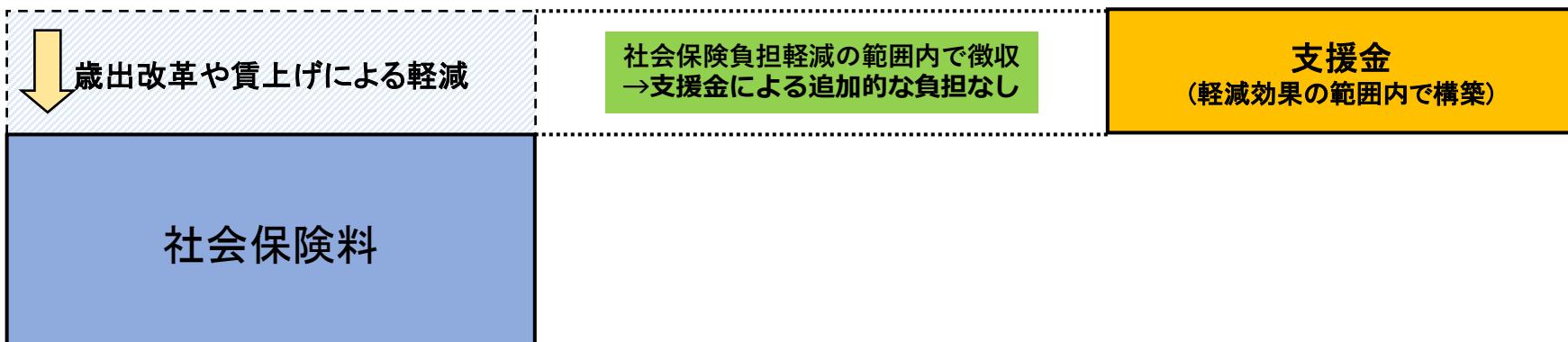
(参考)介護保険の被保険者一人当たり保険料額(令和7年度)
40歳～64歳の健康保険組合に加入されている方の場合、
被保険者一人当たり月額4900円程度(事業主負担分を除いた本人拠出分)

実質負担がゼロってどういう意味？

(支援金を払うのに、実質負担がゼロってどういう意味？)

ポイント

- 支援金については、社会保障の歳出改革などによる社会保険負担軽減の範囲内で導入することが法定されています。
- つまり、支援金が新たに付加されますが、その裏側で社会保障の歳出改革を行い、社会保険料の負担を軽減させるため、支援金による負担は相殺される仕組みになっています。
- 実際、令和5年度から令和8年度までの歳出改革等による社会保険負担軽減の効果を計算すると、0.60兆円程度となるため、令和8年度の支援金総額はその範囲内の0.60兆円としています。
- 医療費や介護費が高齢化等の影響で毎年増加(いわゆる自然増)していく中で、社会保険料には上昇圧力がかかりますが、少なくとも、子育て支援施策に係る支援金の負担は、社会保障の歳出改革等で相殺されます。このため、支援金導入に伴う実質的な負担は生じません。

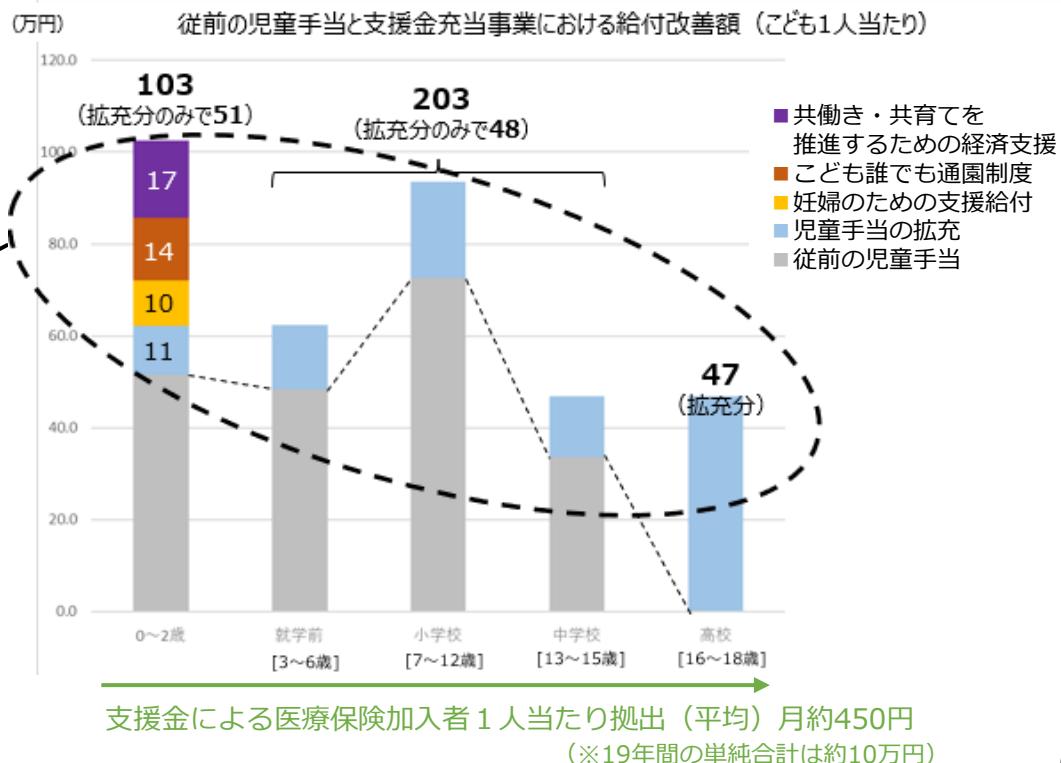


子育て世帯も負担するの？ (なぜ、支援対象の子育て世帯も支援金を負担するの？)

ポイント

- 子ども・子育て支援金は、独身の方、子育てを終えられた方、高齢者の方を含む全ての世代、そして、企業の皆様からも拠出いただき、子育てをみんなで支え合う仕組みです。このため、子育て世帯の皆様にも支援金を拠出いただくこととしています。
- なお、支援金は、児童手当の拡充や子ども誰でも通園制度などを通じて子育て世帯に還元され、こども一人当たり約146万円の給付拡充となります。

支援金制度による
児童手当の拡充など (■ ■ ■ ■) により、
高校生年代までの合計で、
こども一人当たり約146万円の給付拡充を実現。

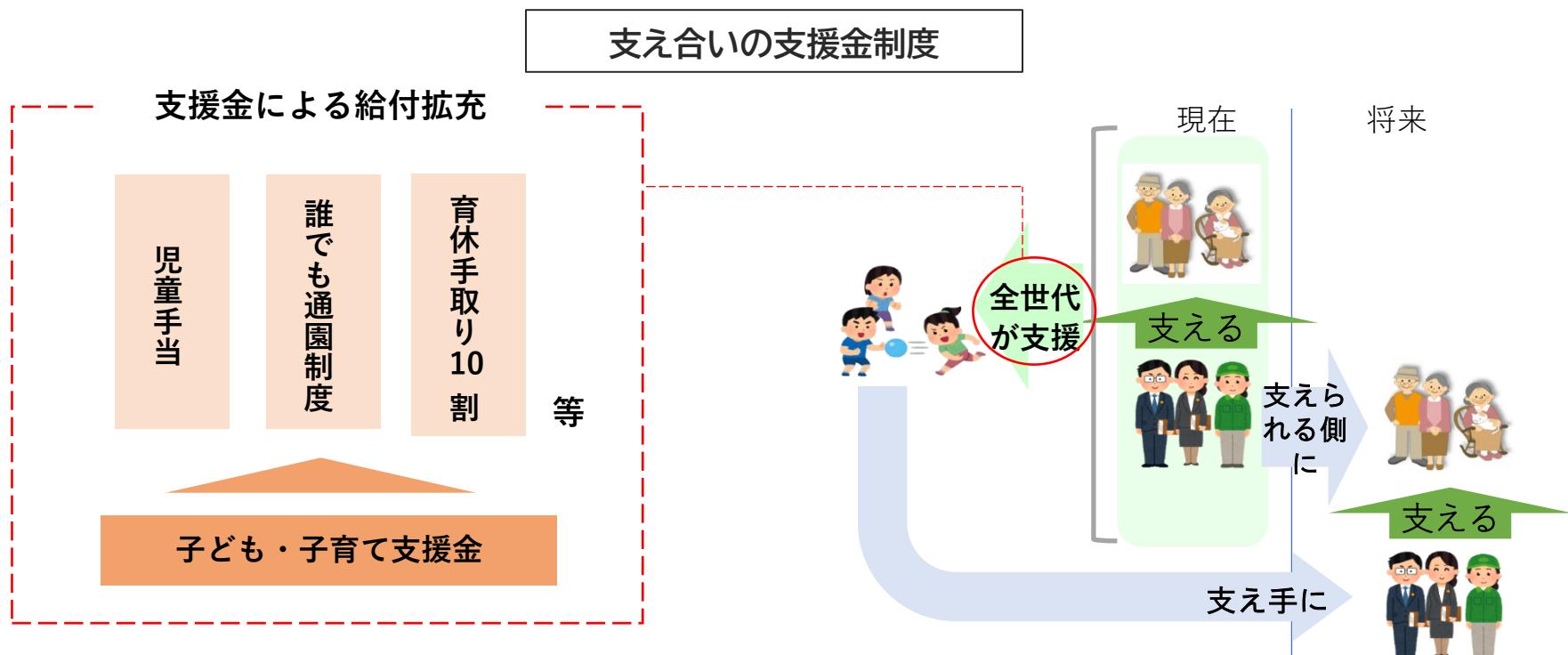


支援金は独身税なの？

(支援金は独身税なの？なぜ独身の方や高齢者の方も支払う必要があるの？)

ポイント

- 児童手当やこども誰でも通園制度など支援金により拡充される給付を受けるのは子育て世帯です。
- 他方で、拡充された給付により育ったこどもは成長し、やがて、我が国の社会保障制度の担い手になります。
- 現在の現役世代が将来高齢者となった時に社会を支える若い世代を育むという支え合いの循環を維持する点から、支援金制度は独身の方や高齢者の方を含め全ての方にメリットがあります。



(参考)これまでの周知・広報の取組

| 年度 | これまでの取組 |
|-------|---|
| 令和6年度 | <ul style="list-style-type: none">● こども家庭庁 子ども・子育て支援金制度HPの公開(令和6年9月)<ul style="list-style-type: none">・ 令和6年6月に子ども・子育て支援金制度に関する法律が成立したことを受けて作成。・ 成立した法律・支援金制度の概要や「支援金制度等の具体的設計に関する大臣懇話会」の会議資料を掲載。 |
| 令和7年度 | <ul style="list-style-type: none">● こども家庭庁 note、Youtubeの公開(令和7年6月)<ul style="list-style-type: none">・ 不正確な表現がSNS等で広がったことを受け発信。・ 支援金制度の意義や高齢者を含む全世代や企業に支援金を負担いただく趣旨について解説。● 経済団体を通じた周知・広報(令和7年6月)<ul style="list-style-type: none">・ 支援金充当事業の内容、よく聞かれる質問をQA方式にしたリーフレットを配布。・ 経済団体を通じて、会員企業の皆様への周知を依頼。● 保険者を通じた周知・広報<ul style="list-style-type: none">【被用者保険(健康保険組合・協会けんぽ)】(令和7年6月)<ul style="list-style-type: none">・ リーフレットを配布し、保険者による周知に活用。【国民健康保険・後期高齢者医療制度】(令和7年10月)<ul style="list-style-type: none">・ 市町村及び後期高齢者医療広域連合にリーフレットを配布し、各保険者において周知に活用。 |